

下水道のお知らせ

下水道への接続について

すでに下水道の供用が始まっている区域で、接続がまだのご家庭は、早めの接続をお願いします。

接続工事は指定工事店で

各家庭での下水道の接続工事やトイレの水洗化工事は、必ず大山町が指定した「大山町排水設備指定工事店」へお申込みください。「指定工事店」以外の工事店で工事をすると、無効工事となり工事もやり直しをしていただくこととなります。

「大山町排水設備指定工事店」の名簿は、大山町ホームページにも掲載しています。ご入用の方は、水道課・各支所総合窓口課に準備しておりますので、ご利用ください。



悪質な点検商法に

ご注意ください。

役場の職員を装ったり、「役場の委託を受けた」などと言って、「ご家庭の下水管などの点検を行うなど、高額費用での点検・清掃をする業者」があります。

ご家庭の排水設備は、個人の設備ですので、維持管理は各個人で行っていただくことになっており、町は点検や修理は行いませんし、業者にも委託しておりません。

訪問を受けたときは、十分に説明を受け、安易に契約せず、必要がなければはっきりとお断りください。

もしも下水管が詰まったりしたときは、排水設備工事を依頼した指定工事店へ相談してください。

下水道使用上の注意

下水道には、何でも流せるものではありません。異物が流れることで、下水管のつまり、ポンプの故障が多発しています。使用上の注意を守って、正しくお使いください。

●油類は管が詰まる原因です。古くなったてんぷら油などは、流さないようにしてください。

●野菜くず、残飯等は流さないようにしてください。

●紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さないようにしてください。

●タオル、下着など、誤って流さないようにしてください。

●汚水マス、管を点検・清掃するためのものですので、直接これに汚物、異物を投入しないでください。

◆問い合わせ先

水道課

☎0859・54・5204

下水道排水設備工事 責任技術者試験が あります

鳥取県下水道協会は、排水設備工事の設計、施工等の技能をもった責任技術者の資格試験を次のとおり実施します。

協会に「下水道排水設備工事責任技術者」として登録を受けることができます。

◆受験案内配布・申込受付場所
大山町役場水道課

(大山町御来屋262 名和分庁舎)

◆受付期間 12月15日(月)

～12月26日(金)

◆受験講習

平成27年2月1日(日)

倉吉体育文化会館大研修室

◆試験日

平成27年2月15日(日)

倉吉体育文化会館大研修室

11月は、労働保険適用促進 強化期間です！

労働保険に入っていない経営者に、人を雇う資格はありません。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。

労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入る。それが経営者の義務であり責任です。

加入手続きをされていない事業主の方は、速やかに手続きをしましょう。詳しくは、鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署・ハローワークにお尋ねください。

◆鳥取労働局労働保険徴収室

☎0857-29-1702